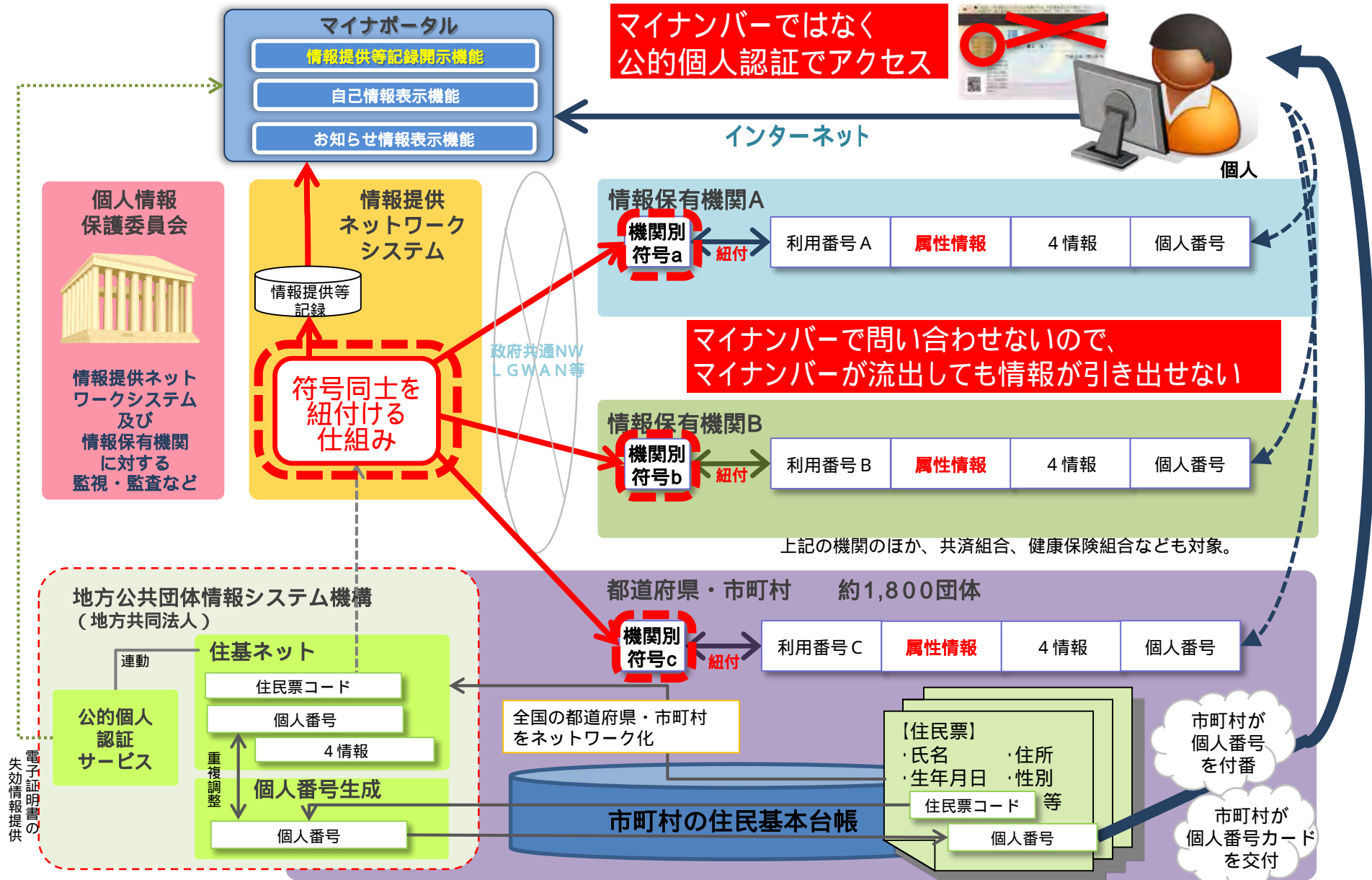


マイナンバー制度における、符号を用いた情報連携



情報提供ネットワークシステムにより共有される主な情報と利用

別表第二(第19条関係)

番号法又は地方公共団体の条例若しくは特定個人情報保護委員会規則に基づき、
情報提供ネットワークシステムを利用できる 情報照会者、 利用事務、 情報提供者、 共有する特定個人情報を限定列挙。

地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。

住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！

児童手当法による児童手当の支給に関する事務
介護保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】児童手当の申請



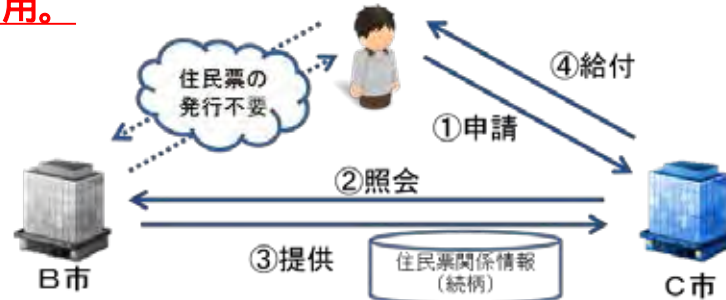
住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。

住民が申請する際、住民票の写しが不要に！

児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】児童扶養手当の申請



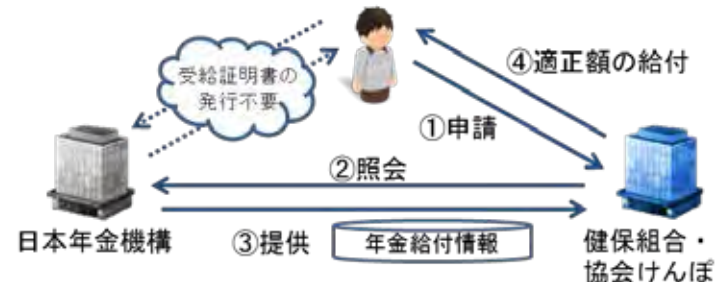
他の社会保障給付に関する情報

社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。

住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！

健康保険法による保険給付の支給に関する事務
労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】傷病手当金の申請



上記の他、障害者関係情報、生活保護関係情報(種類と支給額)、年金の加入者情報、保険料の徴収情報について、社会保障の事務で共有する場合があります。

マイナンバー制度の情報連携により省略可能な書類の例

(H28.9月現在 未定稿)

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
里親の認定の申請(児童福祉法)	都道府県・市町村	住民票
		課税証明書
小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の申請(児童福祉法)	都道府県・市町村	住民票
		課税証明書
		生活保護受給証明書
児童扶養手当の申請(児童扶養手当法)	市町村	住民票
		課税証明書
		障害者手帳
		特別児童扶養手当証書
寡婦福祉資金貸付の申請(母子及び父子並びに寡婦福祉法)	都道府県・市町村	課税証明書
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請(母子及び父子並びに寡婦福祉法)	都道府県・市町村	課税証明書
		児童扶養手当証書
生活保護の開始・変更の申請(生活保護法)	都道府県・市町村	雇用保険受給資格者証
		児童扶養手当証書
		特別児童扶養手当証書
		年金振込通知書

マイナンバー制度の情報連携により省略可能な書類の例

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
障害児通所支援・入所支援の申請(児童福祉法)	都道府県・市町村	住民票 課税証明書 生活保護受給証明書 障害者手帳
特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当の支給の申請(特別児童扶養手当法)	都道府県・市町村	住民票 課税証明書
障害福祉サービスの申請(障害者総合支援法)	市町村	住民票 課税証明書 生活保護受給証明書 障害者手帳
障害者・児に対する医療費助成の申請(障害者総合支援法)	市町村	住民票 課税証明書 生活保護受給証明書 障害者手帳

マイナンバー制度の情報連携により省略可能な書類の例

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
被保険者証交付の申請(介護保険法)	市町村	医療保険被保険者証
保険料の減免申請(介護保険法)	市町村	住民票 課税証明書 生活保護受給証明書
高額介護サービス費の申請(介護保険法)	市町村	住民票 課税証明書 生活保護受給証明書
国民健康保険の資格取得の届出(国民健康保険法)	市町村、国保組合	資格喪失証明書
国民年金・厚生年金の裁定請求(国民年金法、厚生年金保険法)	日本年金機構	住民票 課税証明書
難病患者に対する医療費助成の申請(難病の患者に対する医療等に関する法律)	都道府県	住民票 課税証明書 生活保護受給証明書
介護休業給付金の支給の申請(雇用保険法)	ハローワーク	住民票

マイナンバー制度の情報連携により省略可能な書類の例

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
公営住宅の入居の申請(公営住宅法)	都道府県・市町村	住民票
		課税証明書
		障害者手帳
		生活保護受給証明書
地方公共団体が行う就学援助(医療費)に関する認定の申請(学校保健安全法)	教育委員会	住民票
		課税証明書
		生活保護受給証明証
被災者生活再建支援金の支給の申請(被災者生活再建支援法)	都道府県	住民票
奨学金の申請(独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	課税証明書
		生活保護受給証明証
		雇用保険受給資格者証
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	住民票
		課税証明書
		障害者手帳
		生活保護受給証明証
		特別児童扶養手当証書

1 支援チームの目的について

地方公共団体における個人番号による情報連携の開始に向け、円滑に情報連携が開始できるよう「情報連携移行支援チーム」を設置する。

2 支援チームの検討事項について

1 円滑なシステム導入に際して障害となる事項の把握

情報連携に係る円滑なシステム導入に際して障害となる事項を把握する。具体的には、総合運用テスト（一部先行団体は9月から、その他の団体は11月から機関間テスト開始予定）を行う中で顕在化した事項を整理する。

2 障害となる事項の対応策検討及び準備に遅れがある団体のフォロー等

1により整理された障害となる事項への対応策を検討し、準備に遅れや不足がある団体に対する支援などのフォローを行うとともに、効果的な研修のあり方についても検討する。

3 支援チームの構成について

太田 直樹	総務大臣補佐官【チーム長】
曾我 敏	総務省CIO補佐官
真角 暁子	総務省参与(広報)
福田 毅	内閣官房社会保障改革担当参事官(システム)
長谷川 孝	内閣官房社会保障改革担当参事官(広報)
佐々木 裕介	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官
黒坂 和実	埼玉県企画財政部情報システム課長
仁平 悟史	埼玉県新座市総務部市政情報課専門員
矢島 征幸	茨城県五霞町政策財務課財務グループ主幹
荻野 敦	地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センターシステム部次長
永江 修明	地方公共団体情報システム機構個人番号センター中間サーバー部次長
石塚 智久	アクセンチュア株式会社公共サービス・医療健康本部マネジング・ディレクター
八木橋 亮雄	富士通株式会社行政ビジネス推進統括部行政第一ビジネス推進部 担当部長
伊藤 邦浩	日本電気株式会社公共ソリューション事業部第一ソリューショングループ部長
川口 直昭	株式会社日立製作所公共システム事業部ID基盤推進第一センター長

01

マイナポータルとは

マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下を予定しております。

A	情報提供等記録表示 （やりとり履歴）	情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる
B	自己情報表示 （あなたの情報）	行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる
C	お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる
D	民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる
E	子育てワンストップサービス （サービス検索・電子申請機能）	地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる
F	公金決済サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができる

平成29年より順次サービス開始予定

マイナポータルのメインメニュー

マイナポータルにログインすることで、様々なサービスが利用可能となります。

A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができるようになります。



D 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

E 子育てワンストップサービス (サービス検索・電子申請機能)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請が可能となります。

F 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

03

子育てワンストップサービスで便利になること

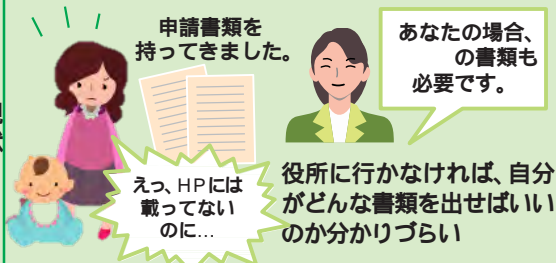
- ・ サービス検索機能によって、自分にぴったりのサービスを検索できます。
- ・ 利用者は役所に出向くことなくオンライン申請が可能となります。
- ・ 忘れてしまいがちな手続きもプッシュ型通知でお知らせします。

1

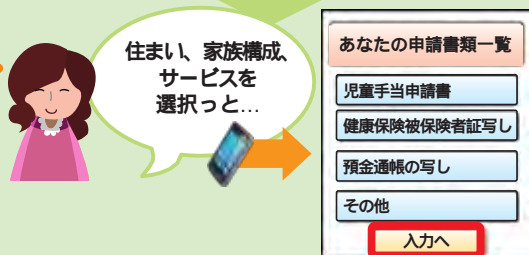
かんたん検索

手続きに必要な書類を確認

現状



導入後



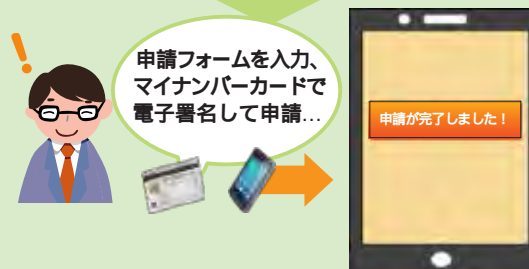
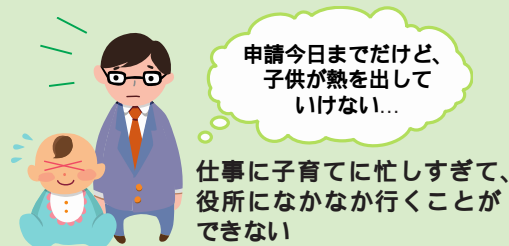
住民 個々の状況に合わせて、必要なサービスが検索できるようになる

自治体 窓口での住民への説明の手間を減らすことができるようになる

2

かんたんオンライン申請

自宅のパソコン等から手続きを申請



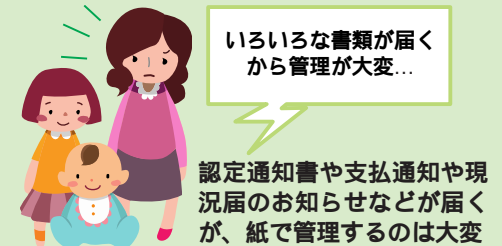
住民 いつでも手続のオンライン申請ができるようになる

自治体 書面様式から手入力でシステムへ投入する手間が削減できる

3

プッシュ型通知

現況届の提出が近くなったらお知らせ



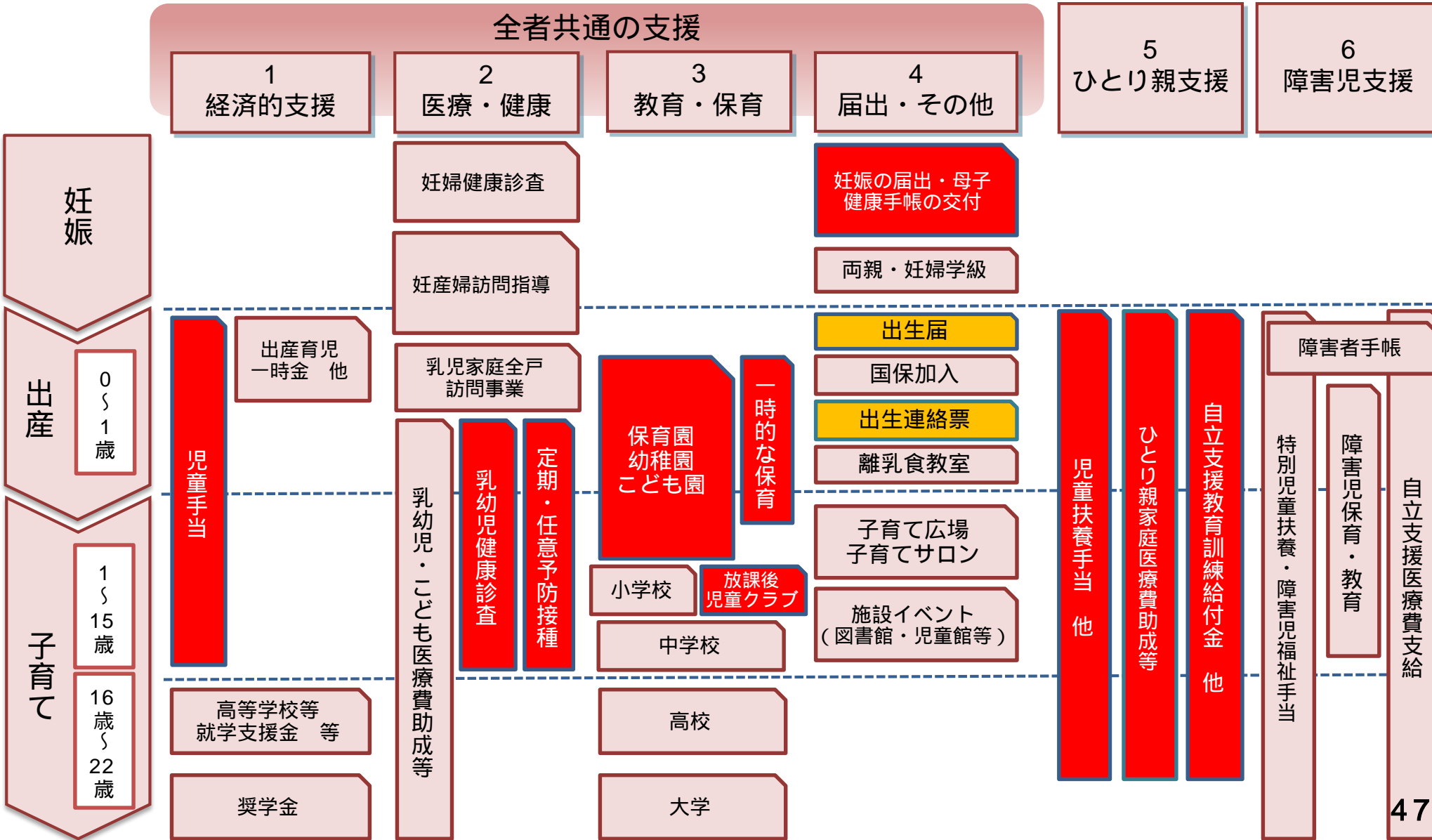
住民 確認や提出忘れを防ぐことができる

自治体 書類作成や郵送コストを削減できる

04

子育てワンストップ検討TFにおける議論の対象

赤は議論の対象となるもの。オレンジは直接の議論の対象ではないが、議論の過程で対象となりうるもの。



子育てワンストップサービス実現に向けたアクションプログラム 実施スケジュール

		平成28年度				平成29年度				平成30年度				今後について
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
主な関連イベント	-						▽ マイナポータル稼働 情報提供NWS稼働 (7月)	▽ 認可保育所の 入所申請 (9~12月)			▽ 児童手当 の現況届 (6月)	▽ 児童扶養手当 の現況届 (8月)		・機能の拡充
子育てOSS におけるオンライン申請の開始時期	-					▽ 【児童手当】 ・現況届を除く手続 【母子保健】 ・妊娠の届出 (7月)	▽ 【保育】 ・認可保育所の入所申請 ・認可保育所の現況届 (9月)			▽ 【児童手当】 ・現況届 (6月)	▽ 【ひとり親支援】 ・児童扶養手当の 現況届の事前送付 (7月)		・対象手続の拡大	
全般	内閣官房 (IT総合戦略室、社会保障改革担当室)		・自治体アンケート ・調達仕様策定 ・業者選定、契約	・子育てOSSの説明、活用指針の作成・提示 ・各手続における事務運用指針の作成支援		・各種機能の開発、テスト、リリース							・地方公共団体の業務改革(BPR)推進	
	地方公共団体		・平成29年度 予算要求 ・アンケート対応	業務運用の見直し 既存システム改修仕様の策定 サービスメニュー登録の経路・運用について検討										
児童手当	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室		・自治体アンケートの支援 ・仕様策定支援	・児童手当における事務運用指針の作成・提示 ・現況届を除く手続の電子申請機能リリースに向けた支援		・現況届の電子申請機能リリースに向けた支援								
保育	・内閣府子ども・子育て本部 ・厚生労働省保育課		・自治体アンケートの支援 ・仕様策定支援	・保育における事務運用指針の作成・提示 ・入所申請及び現況届の電子申請機能リリースに向けた支援										
ひとり親支援	・厚生労働省家庭福祉課		・自治体アンケートの支援 ・仕様策定支援	・ひとり親支援における事務運用指針の作成・提示 ・児童扶養手当の現況届手続における来庁予約及び届出の事前送付機能リリースに向けた支援										
母子保健	・厚生労働省母子保健課		・自治体アンケートの支援 ・仕様策定支援	・母子保健における事務運用指針の作成・提示 ・妊娠の届出の電子申請機能リリースに向けた支援										
	・厚生労働省予防接種室		・仕様策定支援	・予防接種における事務運用指針の作成・提示										

マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討について（依頼）

平成28年9月16日 総行住第185号 総行情第68号
総務大臣から
各都道府県知事あて通知

平素よりマイナンバー制度の運用、特に平成28年1月からのマイナンバーカードの交付事務につきましては、地方公共団体の皆様に多大なご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

マイナンバーカードには、用途が法律で定められた事務に限定された「マイナンバー」部分と、民間事業者も利用できる「マイキー」部分（「公的個人認証機能による電子証明書」と「ICチップの空き領域」）があります。この「マイキー」部分には大きな可能性があると考えており、これにより例えば、電子的な確定申告であるe-Taxや住民票の写し等のコンビニ交付をはじめとする自治体の様々なサービスを受けることが可能になります。

まず、コンビニ交付サービスにつきましては、公的個人認証機能による電子証明書を活用することで、これまでより容易に導入することができるようになっております。全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを、多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指すことが必要と考えておりますので、未導入団体におかれましては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いします。（詳細は別紙1参照）

さらに、「マイキー」部分を使って、一枚のカードで自治体や商店街などの様々なサービスを活用できる情報基盤である「マイキープラットフォーム」についても、その実証事業に要する経費が8月24日に閣議決定された平成28年度第2次補正予算（案）に計上されたところです。併せて、この事業では、民間事業者のポイントを地域経済応援ポイントとして地域商店街等で活用できる仕組みである自治体ポイント管理クラウドの実証も行うこととしており、この実証事業への積極的な参加をお願いします。（「地域経済応援ポイント導入による好循環拡大プロジェクト」詳細は別紙2参照）

また、平成29年7月から本格運用が開始されるマイナポータルを活用した住民サービスの向上と行政事務の効率化も期待されるところです。まずは子育て等に関する施策から順次、行政サービス等の検索・閲覧サービスや、各種手続のオンライン申請での受付を推進していただきたいと思います。平成29年7月より、全団体においてマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスを導入していただくよう、早期かつ積極的な検討をお願いします。（詳細は別紙3参照。）

ついては、これらの施策について、導入を積極的にご検討いただくとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案) [日本再興戦略を元に作成]

平成27年9月の
法改正によるもの

マイナンバー法の
改正が必要なもの

2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (H31年) 2020年 (H32年)

マイナンバー	番号の通知	<p>【2016年1月から順次】</p> <p>マイナンバーの利用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障分野（失業給付申請、日本年金機構への相談・照会） ・ 税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載） ・ 災害対策分野（被災者台帳の作成） 	<p>国の機関間での情報連携</p> <p>【2017年7月から】 地方公共団体等も含めた情報連携</p>	<p>日本年金機構は、2017年11月末までの間で政令で定める日までは、情報連携ができない</p>	
		<p>【2018年~】 金融分野・預貯金口座への付番</p>	<p>日本年金機構は、2017年5月末までの間で政令で定める日までは、マイナンバーの利用ができない</p>		
マイナンバーカード	交付申請受付開始	<p>【2019年通常国会（目途）に向けて検討】</p> <p>戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置</p>	<p>（【2018年度から段階的運用開始】 医療等分野における番号）</p>		
		<p>【2016年1月から】 マイナンバーカードの交付</p> <p>【2016年4月から】 国家公務員身分証一元化。地方公共団体・独法・国立大学法人・民間企業の社員証としての利用の検討も促す</p> <p>【2016年1月以降順次】 各種免許等における公的資格確認機能を持たせることを検討、旧姓併記等の券面記載事項の充実</p>			
		<p>【2016年から順次】 【2017年以降】 キャッシュカード・クレジットカードとしての利用の実現に向けて検討</p> <p>公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用</p>			
		<p>【2017年度中】</p> <p>医療保険のオンライン資格確認システム整備</p>	<p>【2018年度から段階的運用開始】 健康保険証としての利用</p>		

マイナ ポータル	マイナポータルの構築	<p>【2017年から順次、同年7月から本格運用開始】</p> <p>マイナポータルの運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供等記録表示・自己情報表示・プッシュ型お知らせサービス・ワンストップサービスの提供 <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金保険料のワンクリック免除申請 ・ 医療費通知を活用した医療費控除申告手続きの簡素化 ・ 税・社会保険料のクレジットカード納付 ・ e-Taxやねんきんネット、民間サービスとの連携 ・ 電子私書箱機能を活用したワンストップサービス(引越・死亡等のライフイベントなど)の提供 ・ テレビ・スマートフォン等利用チャネル拡大 	<p>【2017年7月以降】 子育てワンストップサービスの実施</p>
		<p>【2018年を目途】 特定健診データを個人が電子的に把握・利用可能に</p>	



ご清聴ありがとうございました